

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年7月2日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クレッセ彦根
彦根市松原町石持1836-1他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
近江鉄道 株式会社 彦根市大東町3番1号
代表取締役 岸 邦之
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,260㎡
 - イ 駐輪場の収容台数
279台
 - ウ 荷さばき施設の面積
461㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
147㎡
 - オ 駐車場の出入口の位置（図面3）
 - カ 荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時00分～午後8時00分
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,173㎡
 - イ 駐輪場の収容台数
260台
 - ウ 荷さばき施設の面積
493㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
159㎡
 - オ 駐車場の出入口の位置（図面5）
 - カ 荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時00分～午後10時00分
- 4 変更年月日
荷さばきを行うことができる時間帯以外 平成21年2月18日
荷さばきを行うことができる時間帯 平成20年7月1日
- 5 変更の理由
非物販店（ボーリング場）の閉店に伴い、物販店舗を増床しリニューアル開業するため。
- 6 届出年月日
平成20年6月17日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町4-1

彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2

(2) 縦覧期間 平成20年7月2日から平成20年11月4日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成20年11月4日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課

〒520 8577 大津市京町四丁目1 1

